

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	富津市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.futtsu.lg.jp/0000003509.html">http://www.city.futtsu.lg.jp/0000003509.html</a>

執行機関名 富津市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 1市長の項 富津市子ども医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	富津市子ども医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、等しくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	この条例は、 <u>子どもの医療費</u> を助成することにより、 <u>子どもの保健の向上</u> 及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		富津市子ども医療費の助成に関する条例 富津市子ども医療費の助成に関する条例施行規則